意見書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和７年８月　　日  （宛先）本庄市長　あて | | |
| 申出書 | | 住所  ※本庄市内に住所を有する方は、公聴会での公述希望のどちらかに丸印を付けてください。 |
| 氏名 | | 年齢　　　　　　　　　　　　　　　　　　歳 |
| 職業 | | 電話　　　　　（　　　　　） |
| 利害関係 | |  |
| 本庄市地区計画等の案の作成手続に関する条例第3条の規定により、次のとおり意見を申し出ます。 | | |
| 都市計画の種類及び名称 | 本庄都市計画地区計画　栗崎地区地区計画 | |
| ○意見の要旨及びその理由 | | |
| ※公聴会にて公述ができるのは、市内に住所を有する方に限ります。  本庄市都市計画公聴会規則第3条第2項の規定により、都市計画公聴会における  公述を　　　　　　　希望します。　　　・　　　希望しません。 | | |

（注）

1. 郵送により提出する場合は、申出期間内に必着とします。
2. 内容が類似している意見が多数あるときは、公聴会で公述人となる方を市にて選定します。
3. 作成しようとする都市計画の案に関係のない意見は、述べることができません。
4. 記載欄が足りず、書き切れない場合は、別紙（任意様式）へ記載してください。